（表）

様式第１号（第５条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

年　　月　　日

（宛先）鴻巣市長

住所

氏名

　　　　 　　 　 (団体名　　　　　　　　　　　　 )

電話番号

　鴻巣市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第５条第１項の規定により、さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、交付条件に同意の上、次のとおり申請します。

１　捕獲場所　　鴻巣市

２　申請枚数　　　　　　　　枚　（内訳　オス　　　　頭　メス　　　　頭）

３　交付条件

　飼い主のいない猫への不妊手術を行うに当たり、また今後も給餌を続けるに当たり、近隣住民に迷惑をかけたり、周辺の良好な生活環境を損なったりしないよう、次の事項を遵守すること。

（裏）

⑴　チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任を持って対応すること。

⑵　申請者又は協力者に、日常的に地域猫活動を行うことができる市内在住者が１名以上いること。

⑶　次に掲げる猫について、チケットを利用しようとする者は、交付の対象としない。

ア　市外で生息する飼い主のいない猫

イ　里親に出す予定の飼い主のいない猫

ウ　飼い猫にする予定の飼い主のいない猫

エ　以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫

オ　チケットの交付を受けようとする者が、以前飼い主として管理していた飼い猫

カ　その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

⑷　餌の与え方

ア　餌は時間と場所と対象の猫を決めて、必要な量だけを与えること。

イ　置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片付け　　ること。

⑸ トイレの設置及びふんの清掃

ア　猫のトイレを設置し、ふんの回収及び清掃を行うこと。

イ　トイレ以外にふんをした場合は、回収及び清掃を行い周辺の清潔を維持すること。

⑹　さくらねこの理解及び普及

ア　不妊手術の際には、猫の耳先を桜の花びらの形に切ること。

イ　耳先を桜の花びらの形に切った猫は、不妊手術済みであることを必要に応じて地域住民に説明し、その猫が、その場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解及び普及に努めること。

⑺　以上のことが守られず、地域住民等から苦情があった場合には、以後、チケットの交付が停止されても異議を申し立てないこと。